

長期休校期間等の放課後等デイサービスの 預かり時間を市独自で拡充します！

大府市は、保護者の就労を支援するため、学校の長期休校期間などに市内の放課後等デイサービスが通常の開所時間を超えて、延長して対象児童の預かりを実施した場合、市独自で支援を行います。

なお、関連費用については 12 月議会で補正予算案を上程する予定です。

■放課後等デイサービスにおける開所時間を超えた預かり事業の概要

項 目	内 容
対象 ※ <u>全てに該当</u>	A：児童の条件 ① 市内に住所を有している ② 個別サポート加算（Ⅰ）かつ加算調査票①のうち、1 項目以上が「全介助」である ③ 延長支援の利用を希望する事業所を既に利用している ④ サービス支給量が 23 日以上／月 である ⑤ 個人賠償責任保険などに加入している ⑥ サービス支給検討会議で必要性が認められている B：世帯の条件 ① 対象児童の保護者が全員就労しており、親族などからの支援を受けることが困難である ② 保護者などが事業所まで、対象児童を送迎可能である
対象事業所	開所時間外に対象児童を受け入れることができる事業所（延長支援加算を市に届け出ている事業所に限る）
預かり時間	学校の長期休業日などで事業所の開所時間外（最大 8:00～18:00）に預かりを実施（但し、延長支援加算対象の時間を除く）
報酬金額	対象児童の預かりを実施した事業所に委託料を支払うもの。 1 事業所当たり 7,500 円／時、上限 30,000 円／日。職員 2 人体制。
自己負担額	利用日数に応じた自己負担額
開始時期	令和 6 年 12 月の冬休み期間から

【問い合わせ先】

大府市こども若者女性課 担当：飯坂さやか（イイサカ サヤカ）

電話：0562-45-6229 FAX：0562-47-2888 メール：kodomo@city.obu.lg.jp